

令和 3 年度 東村山市立東村山第二中学校 運動・文化部活動に関する活動方針

学校における部活動の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・運動部においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る。 ・文化部においては、生徒が生涯にわたって学び、芸術文化等の活動を楽しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努める。 ・部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行うとともに、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。 ・学校全体としてすべての部活動の指導・運営に係る体制を構築する。
東村山市小・中学校版 感染症予防ガイドライン (新型コロナウイルス感染症) 令和 3 年 4 月 1 日改訂版 を踏まえた対応	<p>生徒の健康や安全を確保するため、感染症予防・熱中症防止等に留意した活動計画を立て、状況に応じた適切な活動を行う。引き続き飛沫感染の可能性が高い活動（身体接触を伴う活動や歌唱活動等）は時間を短縮して行う。また、活動中は原則としてマスク着用とし、熱中症等の恐れのある場合や息苦しさを感ずるときは、周囲と距離を取り外すよう指導を徹底する。</p>
適切な休養日等の設定方針	<p>東村山市教育委員会の「運動部活動の在り方に関する方針」並びに「文化部活動の在り方に関する方針」に則り、以下のように休養日等を設定する。</p> <p>【休養日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学期中は、週当たり 2 日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも 1 日、週休日は少なくとも 1 日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。） ・長期休業中の休養日の設定についても、(1) に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、1 週間程度の休養期間を設ける。※令和 3 年度は、原則として 8 月 9 日（月）-8 月 15 日（日）を休養期間とする。 <p>【活動時間】</p> <p>1 日の活動時間（朝練習も含む）は、長くとも学期中の平日では 2 時間程度、週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。</p> <p>※ただし、試合等で活動時間が 3 時間を超える場合は、生徒の安全・健康管理に十分留意し、効率的な活動ができるようにする。</p>
設置されている 運動部活動名	男子バレーボール部、女子バレーボール部、野球部、柔道部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、女子バドミントン部、卓球部、サッカー部、ソフトテニス部で 10 つの部活動とする。
設置されている 文化部活動名	合唱部、家庭科部、美術部、自然科学部、ボランティア部、演劇部、ホビー部、地歴研究部、数楽研究部で 9 つの部活動とする。